

## 交通局企業職員の市内出張旅費の支給に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市交通局企業職員の市内出張旅費に関する規程（昭和57年交通局規程第28号。以下「市内出張規程」という。）第4条の規定に基づき、市内出張旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(鉄道賃及び車賃の支給基準)

第2条 市内出張規程第2条第1号及び第2号の規定により旅行した場合の旅費の支給基準については、川崎市交通局旅費支給規程（昭和33年交通部規程第4号。以下「旅費支給規程」という。）第3条に規定する「順路」の基準に準じるものとする。

(日当の支給基準)

第3条 市内出張規程第2条第4号の規定により旅行した場合の日当の支給基準については、旅費支給規程別表備考第8項の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。